

ひとり親家庭 ハンドブック

ひとり親家庭の方が利用できる様々な制度や
相談先などをご紹介します。

このハンドブックを参考に、日常の様々な場面で
サービスをご利用ください。



令和6年度

日高市役所 福祉子ども部 子育て応援課

〒350-1292 日高市大字南平沢1020番地

電話 042-989-2111 (代表)

FAX 042-985-4444

経済的支援

【生活】

児童扶養手当	子育て応援課 子育て応援担当 ☎ 042-989-2111(代表)
父母の離婚、死亡などで父または母がいないか、父または母に一定の障がいがある家庭で、18歳になった年の年度末までの児童（児童に一定の障がいがある場合は20歳未満）を養育している方に支給します。手当の額は、所得などに応じて決まります。所得などにより手当の支給に制限があります。	
ひとり親家庭等医療費	子育て応援課 子育て応援担当 ☎ 042-989-2111(代表)
ひとり親家庭で、18歳になった年の年度末までの児童または20歳未満で障がいがある児童とその父または母もしくは養育者の医療費の一部を助成しています。助成には一定の受給要件・所得制限等があります。	
特別児童扶養手当	子育て応援課 子育て応援担当 ☎ 042-989-2111(代表)
精神または身体に一定の障がいの状態にある20歳未満の児童を養育している方に支給します。 ※所得などにより手当の支給が停止になることがあります。	
JR 通勤定期乗車券の割引制度	子育て応援課 子育て応援担当 ☎ 042-989-2111(代表)
児童扶養手当を受けている世帯の方（全部支給停止の方は除きます）で、JRを利用する場合は、通勤定期乗車券の割引制度があります。※他の割引制度との併用はできません。	
年金免除申請	保険年金課 国民年金・医療費担当 ☎ 042-989-2111(代表)
経済的な理由等で国民年金保険料を納付することが困難な場合には、申請により保険料の納付が免除・猶予となる「保険料免除制度」や「若年者納付猶予制度」があります。	
所得税・住民税	税務課 市民税担当 ☎ 042-989-2111(代表)
ひとり親家庭の方は、申告等によって寡婦・ひとり親控除（税負担の軽減）が受けられる場合があります。	
遺族年金	【遺族基礎年金】保険年金課 国民年金・医療費担当 ☎ 042-989-2111(代表) 【遺族厚生年金】厚生年金 所沢年金事務所 ☎ 04-2998-0170
国民年金に加入していた夫(妻)が死亡した時、その夫(妻)によって生計を維持されていた妻(夫)や子どもに支給します。（遺族基礎年金） <u>厚生年金保険</u>に加入していた夫(妻)が死亡した時は、遺族基礎年金に上乗せして、支給します。（遺族厚生年金）	

▶▶ 市役所1階の一部の窓口では火曜日のみ午後7時まで時間延長しています ◀◀



受付窓口

市民課・税務課・収税課・子育て応援課・保険年金課

※実施する業務の詳細については、各担当課へお問い合わせください。

市役所 ☎042-989-2111(代表)

交通遺児援護基金	埼玉県県民生活部防犯・交通安全課 ☎ 048-830-2955
交通遺児（保護者の片方または両方が、交通事故により死亡または重い障がいの状態にある児童）に対し、援護金および援護一時金を支給します。	
ニュー福祉定期貯金	ゆうちょ銀行
児童扶養手当等の手当や障害基礎年金、遺族基礎年金などの公的年金を受けている方が利用できます。預入期間 1 年の定期貯金です。	
少額貯蓄非課税制度（マル優）	各金融機関
児童扶養手当、遺族基礎年金等を受けている世帯は、証書を添えて金融機関に申し出ると、元金 350 万円までの預貯金利子が非課税になります。（事前に取り扱い金融機関へお問い合わせください）	

【貸 付】

母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付制度	埼玉県西部福祉事務所 ☎ 049-283-6780
ひとり親家庭の母や父、並びに寡婦の方の経済的自立や扶養している児童の福祉増進のため必要な資金の貸付制度です。貸付の種類は、修学資金（子どもの授業料）など12種類です。 ※申請、面談、審査などの過程があります。	
生活福祉資金貸付制度	日高市社会福祉協議会 ☎ 042-985-9100(代表)
国と県の補助金等を財源として運営されている貸付制度です。民生委員の援助を伴い低所得世帯の方々が安定した生活を営めるようにすることを目的としています。	

／ ひとり親家庭に関わる情報を知りたい時に ／

＊＊ 埼玉県ひとり親福祉連合会＊かるがもの会 ＊＊

おすすめサイト

埼玉県内の市や町にある母子寡婦福祉会が集まって組織している法人です。県内のひとり親家庭及び寡婦（かつて母子家庭だった方）の皆様を対象にした相談、交流、研修などの各種事業を行うことにより総合的な福祉の推進を図ることを目的にした公益事業を行っています。

＊年2回 会報「かるがも通信」発行やパソコン教室、クリスマス会などの行事や女性弁護士による法律相談、夜間電話相談などを行っています。※奨学金制度についての情報が随時更新。

【問い合わせ先】 公益財団法人 埼玉県ひとり親福祉連合会
さいたま市浦和区北浦和 5-6-5 埼玉県浦和合同庁舎内
☎ 048-822-1951 <http://www.saiboren.or.jp>

《ひとり親に関する情報をお知らせします》 公式 LINE:埼玉県ひとり親福祉連合会

【教 育】

私立幼稚園の保育料軽減事業	在園する幼稚園 埼玉県総務部学事課 幼稚園担当 ☎ 048-830-2560
失業・死亡・離婚等のために家計が急変し、保育料や入園料の納入が困難になった世帯の園児の保育料を一部軽減します。	
就学援助（小・中学校及び義務教育学校）	教育委員会 学校教育課 学務担当 ☎ 042-989-2111(代表)
市立の小・中学校及び義務教育学校に通う児童の保護者で、経済的に困難な状況にある方に対し、学校で必要になる諸経費の一部を援助する制度です。	
埼玉県高等学校等奨学金	在学する高等学校 埼玉県教育局財務課 授業料・奨学金担当 ☎ 048-822-5670(コールセンター)
高等学校等（県内、県外）に在学する生徒のうち、学習意欲がありながら、経済的理由により就学が困難な生徒を対象として、奨学金を貸与する制度です。ただし、保護者が県内に居住していることが条件です。	
県立高等学校授業料等減免制度	在学する高等学校 埼玉県教育局財務課 授業料・奨学金担当 ☎ 048-830-6652
就学意欲のある生徒が経済的理由により教育の機会が失われないように、授業料及び入学料の免除を行います。ただし、授業料については、無償となる生徒は対象になりません。	
私立学校父母負担軽減事業	在学する高等学校 埼玉県総務部学事課 高等学校担当 ☎ 048-830-2725
私立高等学校等に通う生徒の保護者の経済的な負担を軽減するために授業料等を軽減する事業です。	
高等学校等入学準備金融貸付制度	教育委員会 教育総務課 教育総務担当 ☎ 042-989-2111(代表)
高等学校、専修学校、高等専門学校、短期大学、大学への入学に要する資金の調達が困難な保護者に対して、資金の融資をしています。	
高等教育の修学支援新制度（奨学金貸与、給付）	独立行政法人日本学生支援機構 奨学金相談センター 受付:平日 9:00~20:00 ☎ 0570-666-301
一定要件を満たした、大学、短期大学、高等専門学校、専門学校に入学、在学している学生が支援を受けられる制度です。奨学金等の申込手続き等については、在学中の学校に相談してください。	

検索できます！

進学資金シミュレーター

(日本学生支援機構 奨学金相談センターHP)

▶▶ 必要事項を入力することで「**進学のための資金計画**」を立てる際の「**シミュレーション**」をすることができる「**Web サイト**」です。いくつかの質問に答えると、進学後の生活費がいくらかかるのか、世帯人数や家計収入を入力すると、どの奨学金が利用できるか、給付奨学金の収入基準のおおよその目安などを確認できます。

令和2年4月から実施している
新しい給付奨学金・授業料等減免制度については

高等教育の修学支援新制度

(文部科学省 HP)

自立支援

【資格を取得したい】

自立支援教育訓練給付金	子育て応援課 子育て応援担当 ☎ 042-989-2111(代表)
ひとり親家庭の母や父が適職につくために必要な資格や技能を身に付けるため、通信や通学で（教育訓練の指定がある）講座を受講する場合、受講料の一部を助成します。 <u>受講開始後は申請受付できません。受講開始前に事前相談が必要です。</u> （所得制限があります。）	
高等職業訓練促進給付金	子育て応援課 子育て応援担当 ☎ 042-989-2111(代表)
就職に有利な資格取得のため、6か月以上養成機関で修業する場合、一定期間について給付金を支給します。また、養成課程の修了後に一時金を支給します。（所得制限があります。） ※高等職業訓練促進資金貸付 埼玉県社会福祉協議会福祉人材センター ☎ 048-824-3370 高等職業訓練促進給付金を受給されている方が対象の貸付制度。資格取得後埼玉県内で就職、5年間従事した場合返還が全額免除となります。	
埼玉県の公共職業訓練	ハローワーク飯能 ☎ 042-974-2345(代表)
求職者を対象に、実施する公共職業訓練です。IT、介護、医務分野の講座が毎月開講されています。受講費無料、教材費などは自己負担。	

▶▶ 母子・父子自立支援プログラム策定事業 ◀◀

ひとり親家庭の母や父の就労と自立に向け、個々の状況に応じ、自立支援プログラムを策定します。就労や転職など悩んでいる方は、ぜひ母子・父子自立支援プログラム策定員にご相談ください。

▶▶ 住宅支援資金貸付事業 ◀◀

母子・父子自立支援プログラム策定をした方が対象になる貸付制度です。詳しくは、お問い合わせください。

お気軽にお問い合わせください 子育て応援課 子育て応援担当
市役所1階 子育て応援課 ⑥窓口 ☎ 042-989-2111(代表)

【就職先を探したい】

就業相談（就業支援専門員）	埼玉県西部福祉事務所 ☎ 049-283-6780
就職活動がうまくいかない、転職したいが仕事が見つからない、等々就業に関わる相談ができます。適職診断から応募書類等の作成など就業に関わる支援をしながら就職に結びつけます。	
ハローワーク飯能	☎ 042-974-2345(代表)
求人・求職の紹介、あっせんや情報提供。失業給付や失業認定など雇用保険に関する様々な手続き、相談に応じます。※ひとり親家庭の方を対象に毎月第2火曜日、市役所で就労相談ができます。（予約制）	

ひとり親家庭ハローワーク就労相談（要予約）

毎月第2火曜日 10:30~12:30

求人情報検索や履歴書・応募書類の作成など市役所で相談できます。

お子さん同伴で
相談できます。



ご予約は 市役所1階 子育て応援課 ⑥窓口 ☎ 042-989-2111(代表)

子育て・生活支援

【子どもを預けたい時】

短期入所生活援助事業（ショートステイ）	こども家庭センター ☎ 042-989-2111(代表)
保護者の病気、仕事などの理由により児童を養育することが一時的に困難となった場合、児童養護施設等で一時的に児童を預かります。 利用は原則7日間以内で、世帯の課税状況によって利用料がかかります。	
一時的保育	子育て応援課 保育担当 ☎ 042-989-2111(代表)
保護者の病気、出産、看護、育児疲れなどの理由により児童を一時的（1か月を超えない範囲内）に保育できない場合、保育所（園）などで保護者に代わって保育します。	
病後児保育	子育て応援課 保育担当 ☎ 042-989-2111(代表)
病気の回復期にある児童（満2か月から小学校及び義務教育学校6年生）を集団生活が困難な期間、一時的に預かります。	

【子育ての助けがほしい時】

日高市ファミリーサポートセンター	日高市社会福祉協議会 ☎ 042-985-9100(代表)
子育てのお手伝いをしたい方と子育ての手助けをしてほしい方が会員となって、地域の中でお互いに子育てを助け合う、有償の援助活動です。ひとり親家庭の方は半額で利用できます。※事前にご相談ください。	
産前産後家庭サポート	日高市社会福祉協議会 ☎ 042-985-9100(代表)
産前産後の家庭に地域のサポーターが訪問し、家事・育児のお手伝いをします。 時間・日数・料金等、利用に関する規定があります。※事前にご相談ください。	

【生活支援】

母子生活支援施設	子育て応援課 こども家庭センター ☎ 042-989-2111(代表)
児童の養育が困難な母子世帯の生活や住宅、教育等様々な問題について相談に応じ、自立を支援する施設です。	

急な病気やケガ・救急車に乗るか迷ったとき

埼玉県救急電話相談
#7119 または、048-824-4199

急な病気やケガの際に、家庭での対処方法や医療機関への受診の必要性について看護師が24時間365日電話に応じます。



子どもの急病への対応

休祝日・夜間診療所
☎042-971-0177

休祝日 9:00～11:30/13:30～15:30
夜 間 20:00～21:45

休祝日緊急歯科診療所
☎042-973-4114

休祝日 9:00～11:30

無料相談

ひとり親家庭相談 子育て応援課 ☎ 042-989-2111(代表)	ひとり親家庭や寡婦の方の様々な相談に応じ、生活に必要な情報の提供、就労や自立に向けたお手伝いをします。お気軽にご相談ください。 月曜日～金曜日 9:00～17:00 (水曜日 9:00～16:00)
養育費・親子交流相談 養育費等相談支援センター ☎ 03-3980-4108 メール相談 info@youikuh.or.jp	養育費の取り決めや親子交流の機会の確保について、相談支援を実施しています。 電話・メールによる相談ができます。 月曜日～金曜日 10:00～20:00 (水曜日 12:00～22:00) 土・日曜日、祝日 10:00～18:00 年末年始除く
埼玉県親子交流(面会)支援 一般社団法人 びじっと ☎ 045-263-6565	子どものための面会交流に向けて、母や父や子どもたちを支援します。 経験豊かなアドバイザーがご相談に応じます。
家庭児童相談 家庭児童相談室 ☎ 042-985-8118(直通)	18歳未満の子どもの様々な相談を行っています。 月曜日～金曜日 9:00～17:00
教育相談 教育相談室 ☎ 042-989-7879(直通)	幼児期から18歳までの子どもの教育に関する相談を行っています。 月曜日～金曜日 10:00～17:00
女性相談 総務課 ☎ 042-989-2111(代表)	女性としての様々な相談を行っています。(離婚、DV、子育て、家族などの悩みごとや困っていること)(匿名可) 第2・第4木曜日 13:00～16:00 <要予約><電話相談可>
法律相談(法テラス) 法テラス埼玉 ☎ 050-3383-5375 川越 ☎ 050-3383-5377	面談や電話により、無料で関係機関の相談窓口や法制度の情報を提供しています。弁護士・司法書士による法律相談が必要な方で、経済的に余裕のない場合には、民事法律扶助による無料法律相談も行っています。
法律相談(市役所) 総務課 ☎ 042-989-2111(代表)	離婚・相続・金銭貸借・交通事故など法律に関する相談 毎月第1木曜・第3金曜日 13:00～16:30 <要予約> 場所: 第1木曜日 市役所・第3金曜日 生涯学習センター
生活困窮者自立支援相談 自立相談支援センター (総合福祉センター「高麗の郷」内) ☎ 042-985-9100	経済的なこと家庭のことなど、本人・家族が抱える様々な問題を相談員が伺います。 月曜日～金曜日 9:00～17:00(祝日、年末年始除く)<要予約>
外国人総合相談センター埼玉 (Saitama Information & Support) ☎ 048-833-3296 Email:sodan@sia1.jp	がいこくご でんわ せいかつ そうだん 外国語で電話による生活の相談ができます。 げつ きん 月～金 9:00～16:00 しゅくじつ およ のぞ 祝日及び12/29～1/3を除く
心配ごと相談 日高市社会福祉協議会 ☎ 042-985-9100(代表)	生活上のあらゆる相談に応じ、必要な助言・援助を行います。 第1、第2水曜日 9:00～12:00
こころの健康相談 保健相談センター ☎ 042-985-5122	精神科医によるこころの相談を行います。 偶数月第3水曜日(8月は最終水曜日) 午後 <時間予約制> 保健師・精神保健福祉士による精神保健福祉相談は、随時行っています。
埼玉いのちの電話 ☎ 048-645-4343	苦しい時、淋しい時、不安な時、迷っている時電話で相談を受け付けています。いつでもどこからでも24時間受け付けています。



ひとり親家庭や子育てのための制度

準備・考えておきたいこと	これからの自分と子どもの生活	親が就労等でない時、放課後の子どもの居場所	高校への進学に向けた学費等	大学等への進学に向けた学費等	
年 齢	0歳 ～ 6歳	～12歳	～15歳	～18歳	18 歳～
手 当					
	児童手当				
	児童扶養手当				
医 療					
	子ども医療費				
	ひとり親医療費				
助成・貸与		就学援助 (小・中・義務教育学校)		奨学金 埼玉県高等学校等奨学金	奨学金 日本学生支援機構 (貸与・給付)
預け先など	保育所・幼稚園 認定こども園	学童保育室			
	ファミリーサポートセンター				

ひとり親相談

月～金 9:00～17:00

水 9:00～16:00

子育て応援課

☎042-989-2111(代表)

ひとり親になって、
何か不安なことはありませんか？

誰かに話すことで気持ちが落ち着き、
解決方法が見つかるかもしれません。
お気軽にご相談ください。

家庭児童相談室

月～金 9:00～17:00

☎042-985-8118(直通)

